

令和 5 年度
国土強靱化に資する税制改正事項の概要

令和 4 年 1 2 月
内閣官房 国土強靱化推進室

国土強靱化に資する関係府省庁の税制改正事項は以下のとおり。

<浸水対策>

【延長】

①浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が水防法に規定する避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機）に係る固定資産税について、最初の5年間、課税標準を1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合（参酌標準：2/3）とする特例措置を3年間延長する。

（国土交通省）

【延長】

②浸水被害軽減地区の指定に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税・都市計画税）

洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を、水防管理者が水防法（第15条の6）に基づき浸水被害軽減地区として指定した場合に、当該資産に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合（参酌標準：2/3）とする特例措置を3年間延長する。

（国土交通省）

<大規模倒壊の防止>

【延長】

③耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る税額の減額措置の延長（固定資産税）

耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられる建築物について、政府の補助を受けて耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置（工事完了の翌年度から2年間1/2減額）を3年間延長する。

（国土交通省・内閣府）

<情報伝達ルートの確保>

【延長】

④地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域、又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において、不特定多数の者が利用する施設等地震防災上の措置が必要な施設・事業等の管理・運営を行う個人・法人が、緊急地震速報受信装置等の地震防災対策用資産を取得した場合の固定資産税の課税標準を3年間2/3に軽減する特例措置を3年間延長する。

（内閣府・国土交通省）

<交通ネットワークの確保>

【見直し・延長】

⑤鉄道の耐震対策に係る特例措置の見直し・延長（固定資産税）

令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震による被害を踏まえ、首都直下地震・南海トラフ地震に備えるため、政府の補助を受けて耐震対策を行ったラーメン橋台（柱と梁が一体となったラーメン構造を用いて橋桁を支える構造物）について課税標準を5年間2/3に軽減する特例措置に見直した上で、2年間延長する。

（国土交通省・内閣府）

【延長】

⑥港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の延長（所得税・法人税）

環境負荷の低減を図るとともに、円滑な港湾整備や災害復旧の体制を確保するため、環境性能の高い作業船に買換えた場合の譲渡益を80%まで圧縮記帳することができる特例措置について、要件を一部見直した上で、3年間延長する。

（国土交通省）

【延長】

⑦港湾の耐震対策に係る特例措置の延長（法人税・固定資産税）

法人税：全国の港湾において、令和2年3月31日までに耐震性に係る点検結果の報告を行い、当該報告を行った日から3年以内に改修等の工事を完了した特定技術基準対象施設（護岸・岸壁・栈橋）について、取得価額の22%（港湾区域が緊急確保航路の区域に隣接する港湾に存する施設）又は18%の特別償却ができる特例措置について、すでに工事の契約を締結している民間事業者に対しては、引き続き特例を適用することとする。（経過措置）

固定資産税：南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域、又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において、国の無利子貸付を受けて改良された特別特定技術基準対象施設（護岸・岸壁・物揚場）に対する固定資産税の課税標準を最初の5年間、港湾区域が緊急確保航路又は開発保全航路の区域に隣接する港湾に存する施設について1/2、それ以外の施設について5/6とする特例措置を3年間延長する。

（国土交通省・内閣府）

<サプライチェーンの確保>

【拡充・延長】

⑧中小企業防災・減災投資促進税制の拡充・延長（法人税・所得税）

近年の激甚化・頻発化する水害等の自然災害等に対する中小企業の事前対策を強化するため、国の認定を受けた「事業継続力強化計画」に基づき導入する防災・減災のための対象設備に耐震装置を追加し、特別償却率を18%（令和7年4月以降に取得等をする場合は16%）とした上で、適用期限を2年間延長する。

（経済産業省）

【延長】

⑨DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の延長

（所得税、法人税等）

売上上昇につながる「攻め」のデジタル投資の促進の観点から、売上高10%以上の増加が見込まれることの要件や、対象事業の海外売上高比率が一定割合以上見込まれることの要件などの見直しを行った上でその適用期限を2年延長する。

なお、令和5年4月1日前に認定の申請をした事業適応計画に従って同日以後に取得等をする資産については、本制度を適用しないこととする。

（経済産業省・国土交通省）

<複合・二次災害の抑止>

【延長】

⑩市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長

（所得税・法人税）

所有する事業用資産を譲渡し、市街地再開発事業の保留床を取得し、事業の用に供した場合、譲渡益の80%について課税を繰り延べる（損金算入）特例措置を3年間延長する。

（国土交通省）

【延長】

⑪市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長（固定資産税）

市街地再開発事業の施行により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の施設建築物（権利床）に係る固定資産税について、新築後5年間、居住床は2/3を、非居住床は1/3（第一種市街地再開発事業は1/4）を減額する特例措置を2年間延長する。

（国土交通省）

【延長】

**⑫災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長
(登録免許税・不動産取得税)**

災害ハザードエリアから安全な区域に施設又は住宅を移転する場合に、移転先として取得する土地建物に係る登録免許税を1/2に軽減する特例措置を3年間延長するとともに、不動産取得税の課税標準を4/5に軽減する特例措置を2年間延長する。

(国土交通省)

<複合・二次災害の抑止、避難生活環境の確保>

【延長】

**⑬所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業に係る特例措置の延長
(所得税・法人税・固定資産税等)**

所有者不明土地法に基づき、地域福利増進事業として、防災空地等の広場の整備や、災害救助法が適用された市町村の区域内において行われる被災者の居住の用に供する住宅や購買施設の整備、備蓄倉庫や非常用電気等供給設備等の災害対策の実施の用に供するものの整備等を行うために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例措置(軽減税率)を3年間延長する。また、当該事業の用に供する土地等に係る固定資産税等の課税標準を5年間2/3等に軽減する特例措置を2年間延長する。

(国土交通省)